

大宜味村エコツアーリズム推進全体構想

平成30年3月

大宜味村生物多様性センター運営協議会

第1章 目的と基本方針

1. 大宜味村におけるエコツーリズム推進の背景

1) 大宜味村の自然環境と文化

沖縄島北部のやんばる（大宜味村、国頭村、東村）は、わが国で特筆すべき生物多様性豊かな地域である。ヤンバルクイナなど生物学的に重要な種の生息・生育環境を保全して将来につなぐため、2016年には国立公園に指定され、今後は世界自然遺産登録とその後の保全が期待されている。

大宜味村はやんばる国立公園の南端に位置し、世界に誇る貴重な自然環境や文化を広く人々に紹介し、生物多様性保全とその理解を深める活動の拠点としては恰好な場所といえる。

自然環境の特徴としては、アルカリ性土壌（石灰岩地域）と酸性土壌という性質の異なる2つの土壌の地域が存在し、さらにそれらが混じり合う地域も存在することである。2つの地質の特性により地形は変化に富み、アルカリ性土壌、酸性土壌双方の植生が見られるなど生育する植物も多様である。ナガミボチョウジやクスノハカエデに代表される石灰岩林を中心とした植物群落と、酸性土壌を中心にイタジイやボチョウジに代表される植物群落があり、これを取り巻くシークワサー畑などの里山地域は中山とよばれ生活資材を確保する場所であったが、それらが相まって生物多様性の高い自然環境となっており、ノグチゲラ、コノハチョウなどやんばるを代表する多くの生物が確認されている。

かつては建築資材や薪炭材の生産が盛んに行われ、現在ではシークワサーやイトバショウの栽培が見られるように、山地や海辺の自然環境を生活の基盤としてきた地域である。また、受け継がれた文化にも、身近な環境と村民の深いつながりを見ることができる。国指定重要無形文化財の「塩屋湾のウンガミ」などの地域行事には、一年を通じて海や森の恵みに感謝し、集落周辺の自然環境を聖域として礼拝する祭事が多く残されている。

このように自然環境と共生し生物多様性の豊かな本村はエコツーリズムには極めて適した場所と言えるだろう。



バショウ畑



シークワサー（村の花）

2) 大宜味村におけるエコツーリズムの課題と対応

本村では高齢化や都市就労によって人口減少が進み、今日まで行われてきた地域行事や、シークワーカー畑をはじめとした里山環境の維持に支障が生じている。それらは早急に対処の必要な課題として地域共通の認識であり、エコツーリズム推進はその解決策の一つとして期待されている。進行する人口減少は、人々の暮らしを困難にするばかりか、やんばるの生き物を支える里山の環境が失われることも意味し、多様性豊かな環境を保全する上でも大きな問題である。

国立公園の指定や、今後予定される世界自然遺産への登録により、自然環境や文化に魅力を感じて本村を訪れる観光客の大幅な増加が予想されている。そのため、これらの指定を機に、村民が一体となってエコツーリズムに取り組むことが出来れば、雇用が創出されて地域振興に貢献し、人口減少防止の一助になることも期待できるだろう。

現状では、エコツアーのプログラム、フィールド利用におけるルール等は未整備であり、案内にあたるガイドも少なく、来訪者受入れ体制は十分とはいえない。

このような背景から、本村らしいエコツーリズムを早期に構築する必要があり、その中でも特にガイド養成は最も急ぐべき課題である。エコツーリズムによる経済効果が、地域の振興や環境保全と乖離することなく進むための“大宜味村エコツーリズム全体構想”を定め、これに沿った環境保全型観光振興を推進する必要があるだろう。



メジロ (村の鳥)

左：コノハチョウ (村のチョウ)

右：ツマベニチョウ (村のチョウ)

2. エコツーリズムの理念と基本方針

やんばる地域が国立公園、世界自然遺産に指定される理由は“豊かな生物多様性”によっている。大宜味村では、特に里山を中心とする地域に希少な生き物が多く生息・生育し、その里山の中核となる各集落には独自の魅力的な文化が受け継がれている。したがって、本村でのエコツーリズムは豊かな自然環境とそこで培われてきた文化がテーマとなるだろう。本構想では、イトバショウ栽培による芭蕉布の生産など各集落が長い歴史の中で関わってきた“身近な環境”と“人”について特に注目することとし、多くの村民が参画できる機会を可能な限り創出したい。

1) 理念

大宜味村は世界に誇る豊かな自然環境を有し、その自然環境が村民の生活の基盤となって独特の文化が生まれている。それらの貴重な自然環境を楽しみ、地域の文化を体感する大宜味村らしいエコツーリズムを目指す。

2) 基本方針

・地域の自然環境・文化資源の保全を進める。

独自の自然環境や文化などの資源は、大宜味村のエコツーリズムにおいて根幹をなすものであり、ツーリズムの基本である。その価値を守り、エコツーリズムを発展させるため、豊かな自然環境と文化を育んできた里山を保全・活用する「持続的な観光振興」を行う。このため、大宜味村らしいエコツーリズムを構築し、関連する関係法令・規則を順守した適切な保全・管理を行う。

・地域資源を大切にし、次世代へと継承する人材を育成する。

環境保全型の観光振興を将来にわたって推進するには、地域の未来を担う子供たちの育成が重要である。地元の自然環境や文化への関心を高め、様々な事業に参画することにより、次世代のリーダーとして育てることが必要である。そのために、地元小中高校の理解を得ながら環境教育を重点的に推進し、地域を大切に思い、誇りと希望を持つ人材の育成を図る。

・地域の文化と自然環境を体感できるプログラムを提供する。

大宜味村の集落では四季それぞれに花が咲き、チョウが飛び交い、小川ではエビ、里山では野鳥やホタルが見られる。このような豊かな自然環境地域であるため、各集落をフィールドとしながら、村民のガイドによって自然環境や文化を楽しく学ぶツアーを推進する。ツアー実施にあたっては、自然環境や文化に関する知識とともに、それらに接して得られる感動には特に重点を置く。

・大宜味村の理解者・支援者を得る。

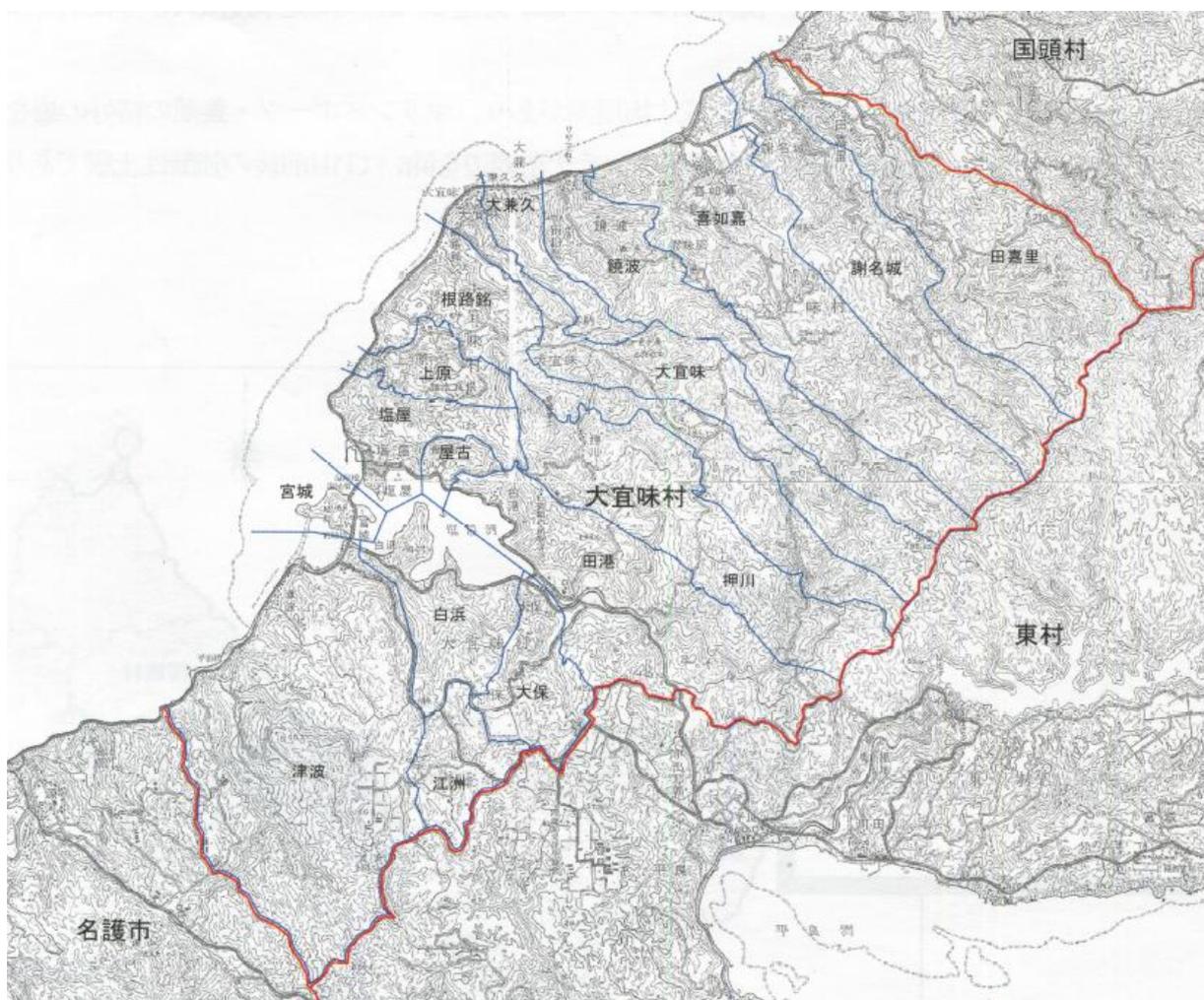
大宜味村におけるエコツーリズムでは、来訪者が地域の自然環境の素晴らしさを実感し、文化・歴史の魅力を楽しんでいただくことにより、本村の理解者・支援者となることを期待したい。

それら支援者の理解・協力を得て、貴重な自然環境の保全が進み、保全された美しい自然環境は更なる来訪者を誘致する流れをつくる。地域の振興はそれらの結果から生ずると考える。

第2章 対象となる地域

1. 対象地域

本構想において対象とする地域は大宜味村の全域とする。やんばる地域においては、すでに様々な法律による行為規制が設定されているため、エコツーリズムの実施にあたっては既存の法律や規則の適用状況を把握し、これらを遵守するとともに、管理者と調整を図りトラブルの発生を防ぐ。また、国、県により策定された上位計画との整合を図り推進する。具体的には村内で最も来訪者が多く、管理上の問題も生じているター滝を最初の対象地を選定し、ター滝におけるエコツーリズム実施の経験に基づき村内の各地域に対象を広げる。



大宜味村地形図及び字区分図

2. 法律的な保全制度の状況

本村の自然環境や育まれた文化は学術上も注目すべきものであり、下記のものが各行政機関により法的な保護対象となっている。

根拠法令等	名 称	種別と範囲（陸域）
○自然公園法 (昭和32年法律第161号)	沖縄海岸国定公園 指定日：昭和40年10月1日 やんばる国立公園 指定日：平成28年9月15日	特別保護地区：3ha 第1種特別地域：149ha 第2種特別地域：1052ha 第3種特別地域：32ha 普通地域：85ha
○鳥獣保護管理法 (平成14年法律第88号)	沖縄県大保鳥獣保護区 指定日：平成16年11月1日	森林鳥獣生息地：50ha
○文化財保護法 (昭和25年5月30日法律第214号)	①田港御願の植物群落 指定日：昭和47年5月15日 ②喜如嘉の芭蕉布 指定日：昭和49年4月20日 ③塩屋湾のウンガミ 指定日：平成9年12月15日 ④大宜味村役場旧庁舎 指定日：平成29年2月23日	国指定天然記念物 国指定重要無形文化財 国指定重要無形民俗文化財 国指定重要文化財
○沖縄県文化財保護条例 (昭和47年5月15日条例第25号)	⑤喜如嘉板敷海岸の板干瀬 指定日：平成49年2月22日 ⑥大宜味御嶽のピロウ群落 指定日：昭和49年2月22日	県指定天然記念物 県指定天然記念物
○大宜味村文化財保護条例 (昭和50年条例第7号)	⑦大宜味村の猪垣 指定日：平成17年10月1日 ⑧塩屋ウフンチャのハスノハギリ 指定日：平成19年3月1日	村指定文化財 村指定文化財
○森林法による保護林制度 (平成元年4月11日元林野経第25号)	保安林	水源かん養：1,134ha 土砂崩壊防備：5.45ha 防風：11.64ha 潮害防備：0.38ha

○地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成22年法律第72号）	大宜味村地域連携保全活動計画 策定：平成26年4月	饒波から塩屋：約1,000ha
自然環境基礎調査における特定植物群落（環境省）	①ネクマチヂ岳の植生 指定日：昭和60年2月11日 ②根謝銘城跡のクスノハカエデ群落 指定日：昭和62年3月31日 ③大宜味御嶽のビロウ群落 指定日：昭和62年3月31日 ④田港御嶽の植生 指定日：昭和53年12月31日	87ha 1ha 1ha 2ha



塩屋湾のウングミ



大宜味村役場旧庁舎



喜如嘉の芭蕉布



田港御嶽の植物群落



喜如嘉板敷海岸の板干瀬



大宜味御嶽のビロウ群落

第3章 対象となる自然環境観光資源

1. 自然環境観光資源の定義

エコツーリズム推進法ではツーリズムの対象となる資源を「自然環境観光資源」として定める。「自然環境観光資源」は、動植物等の自然環境のみでなく、自然環境と密接に関連する文化的要素も含んでいる。

＜エコツーリズム推進法第二条＞

この法律において「自然環境観光資源」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 動植物の生息地又は生育地その他の自然環境に係る観光資源
- 二 自然環境と密接な関連を有する風俗慣習その他の伝統的な生活文化に係る観光資源

エコツーリズム推進法における自然環境観光資源の定義に基づき、大宜味村における自然環境観光資源の考え方を以下に示す。

＜大宜味村における自然環境観光資源の考え方＞

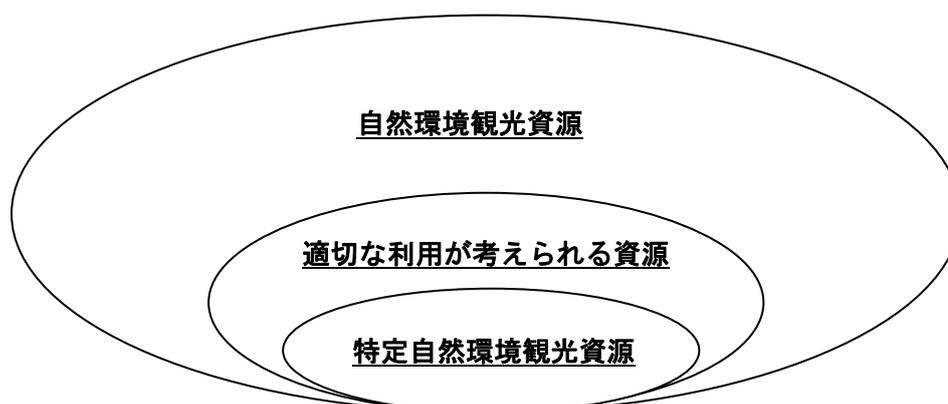
- 現在、エコツーリズムで活用されている資源
- 今後、エコツーリズムで活用・保全する資源

大宜味村の資源の中から＜大宜味村における自然環境観光資源の考え方＞に沿って「自然環境観光資源」を抽出する。

次に、「自然環境観光資源」の中から、多くの人々がマナー・ルールを守りつつエコツーリズムの場として活用する資源を「適切な利用が考えられる資源」として抽出する。

さらに、マナー・ルールの呼びかけに留まらず、法的な規制が必要な場合は「特定自然環境観光資源」とする。

資源の名称	摘要されるルール・マナー
自然環境観光資源	・ 共通ルールの設定・適用
適切な利用が考えられる資源	・ 利用する場所ごとに個別ルールの設定・適用
特定自然環境観光資源	・ 法的拘束力のあるルールの設定・適用



2. 自然観光資源一覧

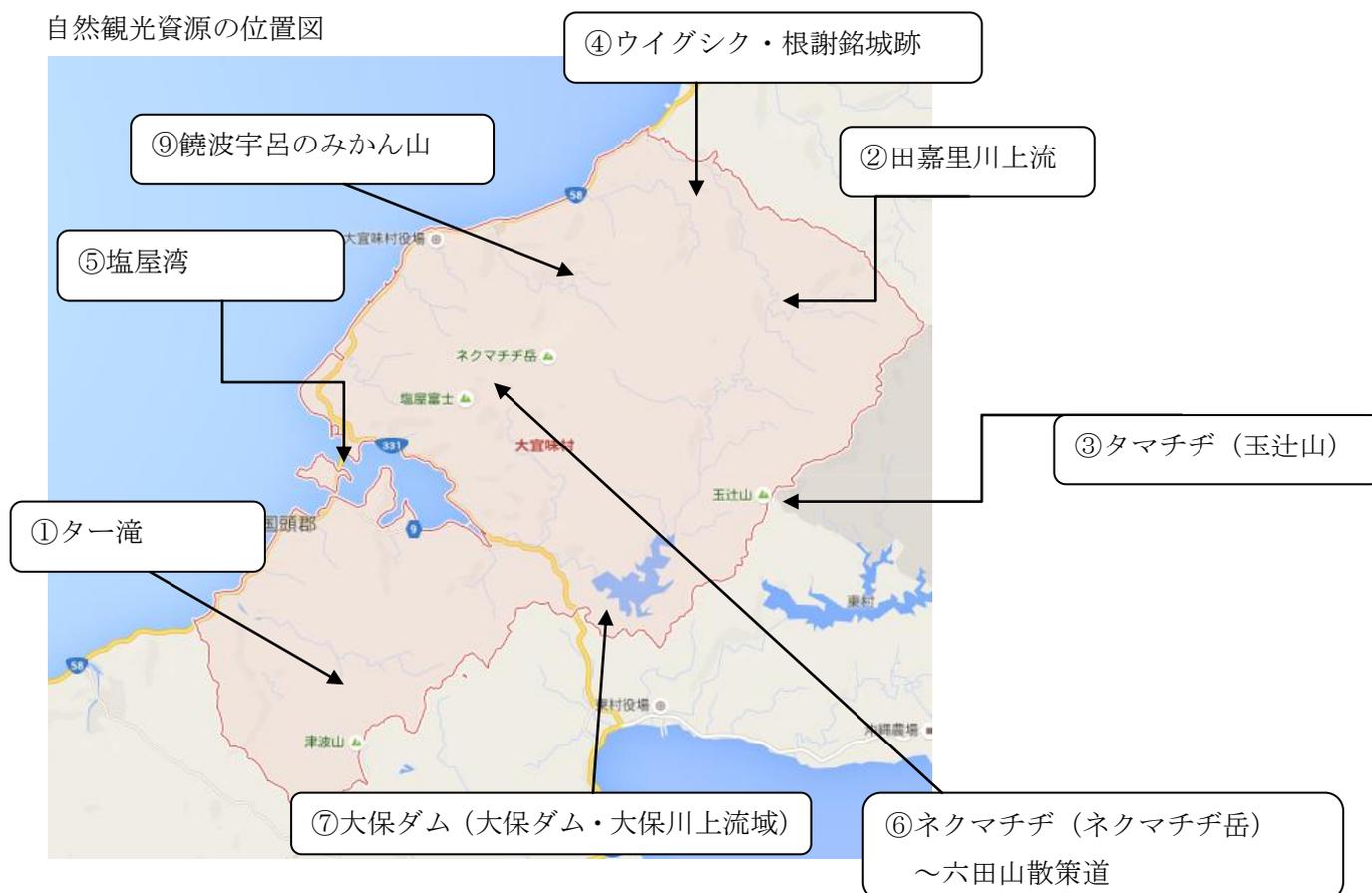
自然観光資源とは、「エコツーリズム推進法」において定義され、動植物などの自然環境、その自然環境と密接に関係する文化的要素を言う。

本村の自然観光資源の選考にあたっては、「平成21年度大宜味村エコツーリズム全体構想作成調査報告書」にリストアップされた12カ所の観光資源を基に検討した結果、下記の観光資源9カ所を暫定的に対象とすることとした。

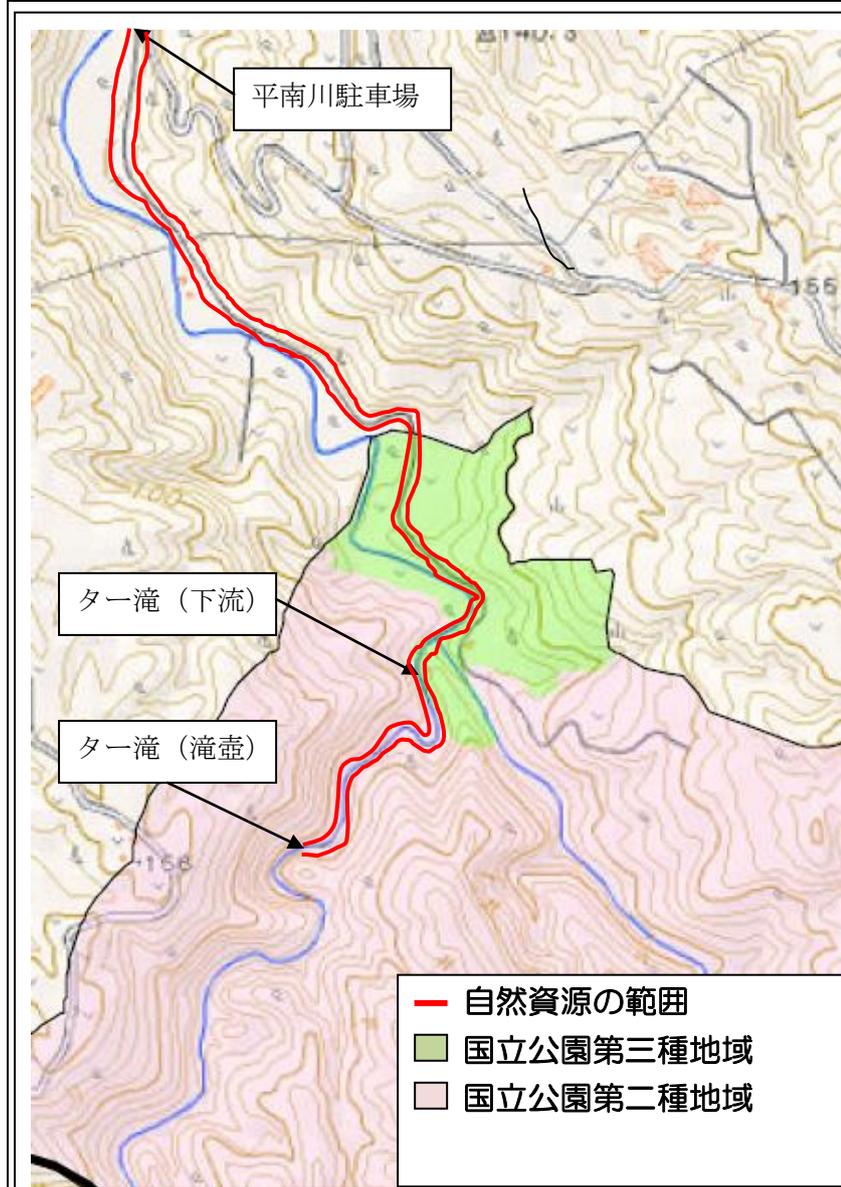
大宜味村で考えられる自然環境観光資源は下記のとおりであり、その詳細は次頁以降の表に示した。各資源の利用方針については、今後、利用しないという判断も含め、資源の状況に応じて決定する。

名称	場 所
①ター滝	平南
②田嘉里川	田嘉里
③タマチヂ（玉辻山）	田港
④ウイグシク・根謝名城跡	謝名城
⑤塩屋湾	塩屋
⑥ネクマチヂ（ネクマチヂ岳～六田山散策道）	塩屋・田港
⑦大保ダム周辺	根路銘
⑧村内17字の集落（居住区）	各集落
⑨饒波宇呂のみかん山	饒波・喜如嘉

自然観光資源の位置図



① ター滝	
摘要ルール	個別ルール
入場管理	有・平成 29 年より管理事務所設置
所有	村有地・字有地・私有地
保護規制	国立公園（第 2 種特別地域・第 3 種特別地域）
概要・課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・ルートの入り口付近に駐車場が整備されている。 ・平南川に位置する滝。落差は約 10m あり、周辺の滝で最も高い。「ター」は「高い」の意味と言われる。 ・亜熱帯性植物、水生動物等を観察できる。 ・駐車場から滝壺までの往復 2 時間程度のルートは急な高低差が少なく、子供から老人まで比較的容易に利用可能である。 ・ツアープログラムによる県外客もあるが、現状では県内の家族連れ、子供会等の団体が最も多い。



平南川駐車場



ター滝（下流）



ター滝（滝壺）

② 田嘉里川上流	
摘要ルール	共通ルール
入場管理	無し
所有	村有地・字有地・私有地
保護規制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国立公園（第一種特別地域・第二種特別地域・第三種特別地域） ・ 沖縄県砂防指定地 ・ 水源涵養保安林
概要・課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集落内を流れる田嘉里川では様々な生き物を観察することでき、上流に登れば、やんばるの森を楽しめる。 ・ 4月から11月の期間には、水遊び場となっている。近年はキャンプ利用など来訪者が増えてきている。 ・ 田嘉里川は2級河川であり、同地帯一帯は沖縄県によって砂防指定地として指定されていることから、環境保全活動や利用を進めるにあたっては県との調整が必要である。

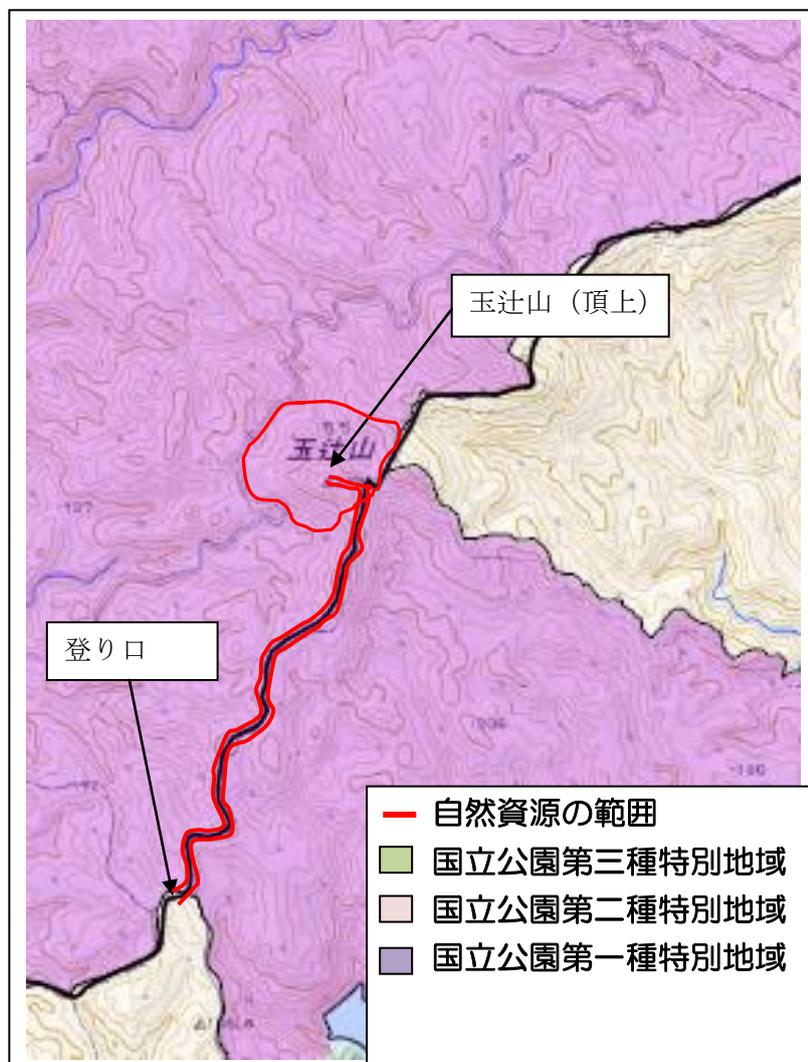


上流への入口・川遊び場

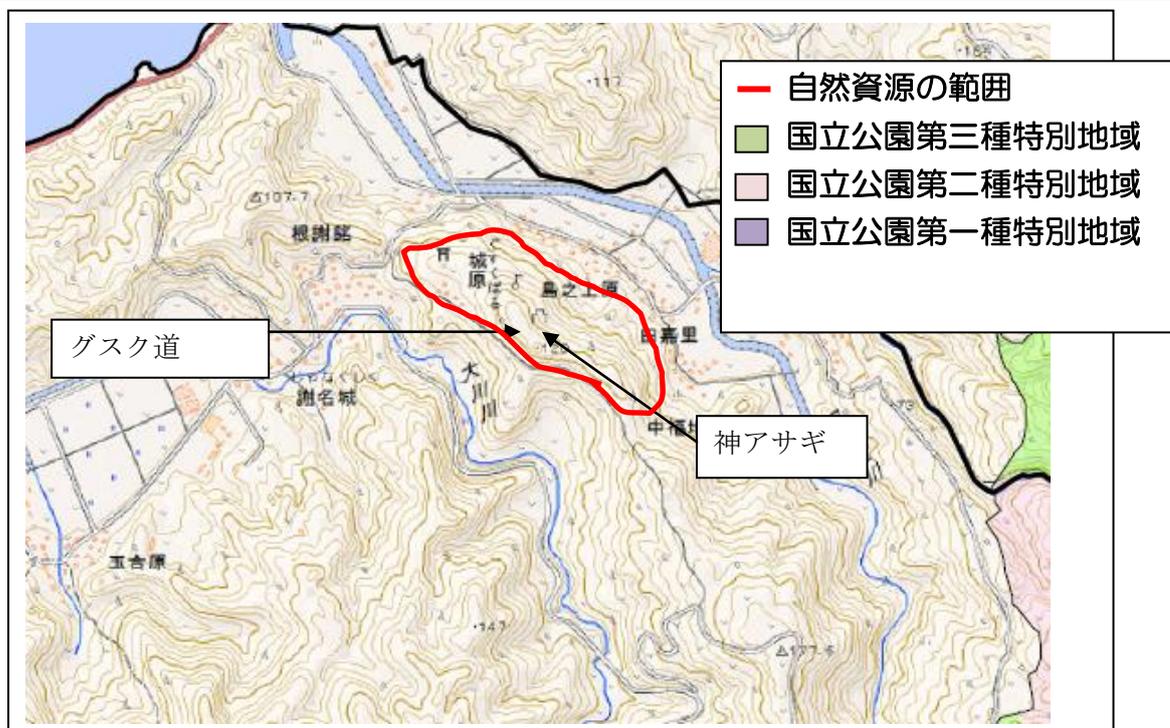


田嘉里川上流

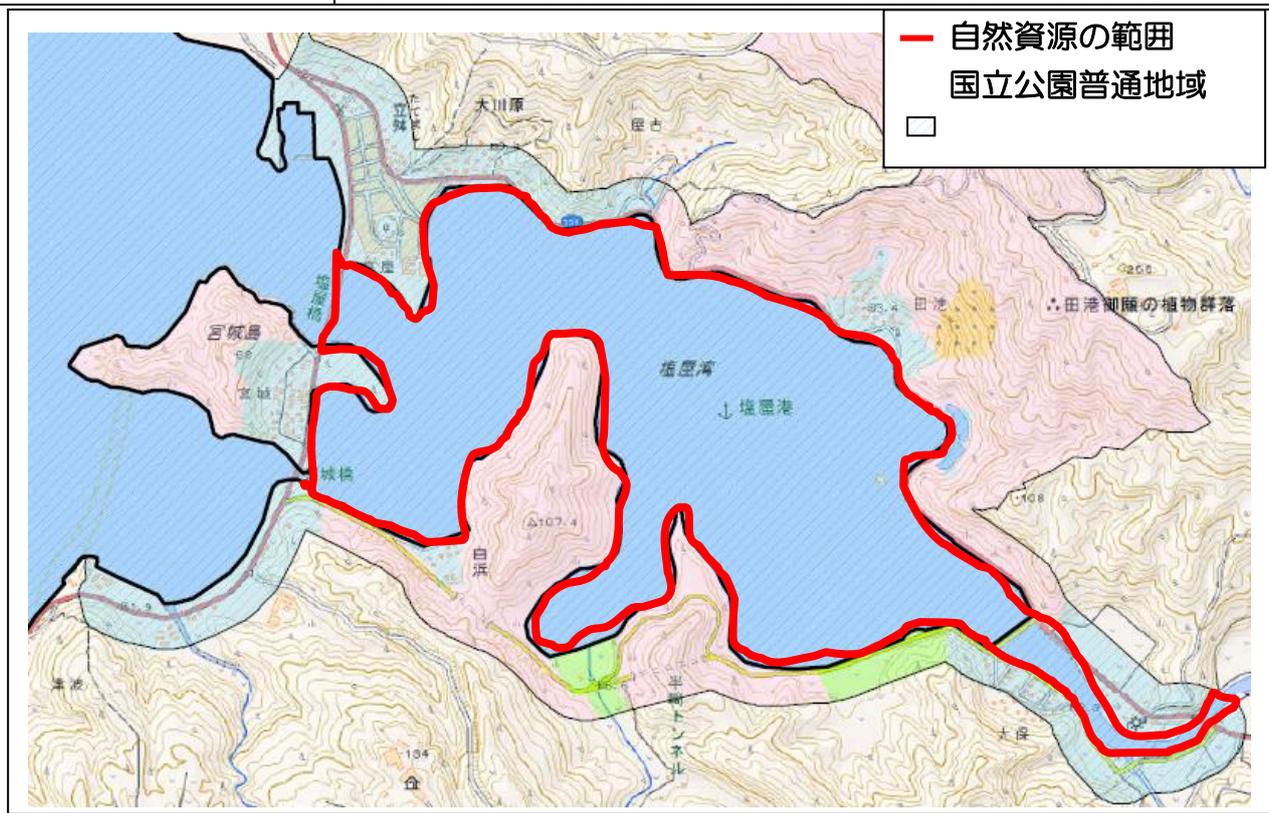
③ タマチヂ（玉辻山）（現在利用禁止）	
摘要ルール	共通ルール
入場管理	無し
所有	村有地
保護規制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国立公園（第一種特別地域） ・ 水源涵養保安林
概要・課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過去にオーバーユースが発生し、登山道周辺の植生の劣化が進んだため、現在は利用禁止となっている。 ・ 登山口は大宜味村だけでなく、東村側にもあるが、頂上付近は大宜味村に属する。 ・ 頂上からは眺望が開け、やんばる3村全体の森林を眺めることができる限られた場所であり、人気スポットになり得る。今後の取り扱いについては東村と協議の上、保全に配慮した活用の検討を行う必要がある。



④ ウイグシク・根謝銘城跡	
摘要ルール	共通ルール
入場管理	無し
所有	村有地・字有地・私有地
保護規制	<ul style="list-style-type: none"> ・「周知の埋蔵文化財包蔵地」として大宜味村が発掘作業中 ・活用・保全の体制は、調査結果を基に定める予定
概要・課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・国頭、大宜味地方を統率していた国頭按司の居城と言われるグスク跡。 ・現状では観光利用はほとんどなく、グスク巡りの一般客がときおり訪れる。 ・現在は調査中であることから、集落周辺を利用した文化体験・自然体験などが考えられる。 ・発掘後の利用にあたっては、地元集落が主体となった祭祀や拝所への影響を十分に考慮し立入規制する場所も含めた利用ルールの作成が求められる。



⑤ 塩屋湾（塩屋湾のウンガミ、ファンザキ入江の石積、大保水田の野鳥）	
	共通ルール
入場管理	無し
所有	村有地・字有地・私有地
保護規制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国立公園（普通地域） ・ 県指定鳥獣保護区（大保） ・ 国指定重要無形民俗文化財（塩屋湾のウンガミ）
概要・課題等	<p>・ 沖縄八景の一つに数えられる景勝地であり、入り組んだ入江、穏やかな水面、それらを囲む山々等の調和が穏やかな景観を醸し出している。</p> <p>・ 塩屋湾のウンガミに代表される伝統文化やファンザキの石垣などの史跡、塩屋湾全体を見渡せる展望台もあり、大保川河口部では通年シオマネキや野鳥観察が可能。</p> <p>・ 様々な資源を活用し、カヌー、生物観察等のプログラムや集落散策が実施されている。</p> <p>・ ウンガミの際には、しきたりを守らない見物客等がおり、問題化。</p> <p>・ 大宜味村における観光利用では、核となる資源と位置付けられる。</p>

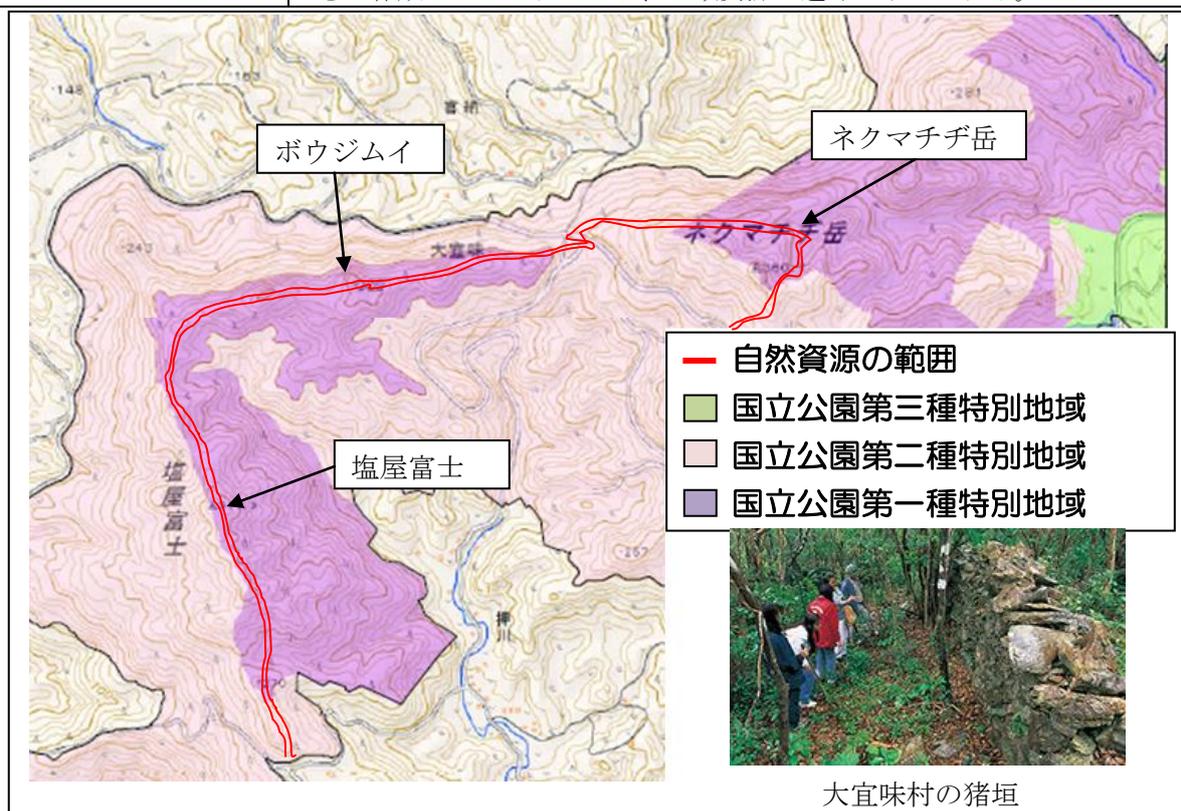


塩屋湾



塩屋湾のウンガミ

⑥ ネクマチヂ (ネクマチヂ岳) ～六田山散策道 (塩屋富士、ボウジムイ、猪垣、ヤブツバキ)	
摘要ルール	共通ルール
入場管理	無し
所有	村有地・字有地・私有地
保護規制	<ul style="list-style-type: none"> ・村指定文化財 (猪垣) ・国立公園 (第1種特別地域、第2種特別地域)
概要・課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・大宜味村中央部に位置し、塩屋富士、ネクマチヂ等海拔 300 m クラスの石灰岩の連山を巡る縦走路である。 ・歩きやすく整備された遊歩道や眺望から人気が高い。 ・アルカリ性土壌 (石灰岩地域) と酸性土壌という性質の異なる二つの土壌が存在し、さらにそれらが混じり合う地域も存在する。 ・散策道周辺は希少な動植物の生息、生育地となっており、特にネクマチヂについては早急な保全体制とルールの整備が求められる。 ・一般利用者向けのガイドマップと事業者向けの里山の維持管理に関する手引きの作成が進められており、地域資源の遵守が求められる。



⑦ 大保ダム周辺	
摘要ルール	共通ルール
入場管理	無し
所有	村有地・字有地・私有地
保護規制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国立公園（第二種特別地域・第一種特別地域） ・ 砂防指定地
概要・課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複雑に入り組んだ湖面が形成されており、景観的魅力の高い場所である。 ・ 大保川上流部は大宜味村内で最も豊かな生態系が残る森の一つである。 ・ 水源地域ビジョンが策定され、様々な利用プランがとりまとめられている。 ・ 脇ダム下のビオトープでは野鳥観察小屋が整備され、冬は野鳥の観察も楽しめる。 ・ 大保ダム資料館のNPO 法人が中心となって、ダム湖を活用したカヌー体験、リバートレッキング、外周路散策など周辺資源と連携した複合プログラムを展開している。

- 自然資源の範囲
- 国立公園第二種特別地域
- 国立公園第一種特別地域

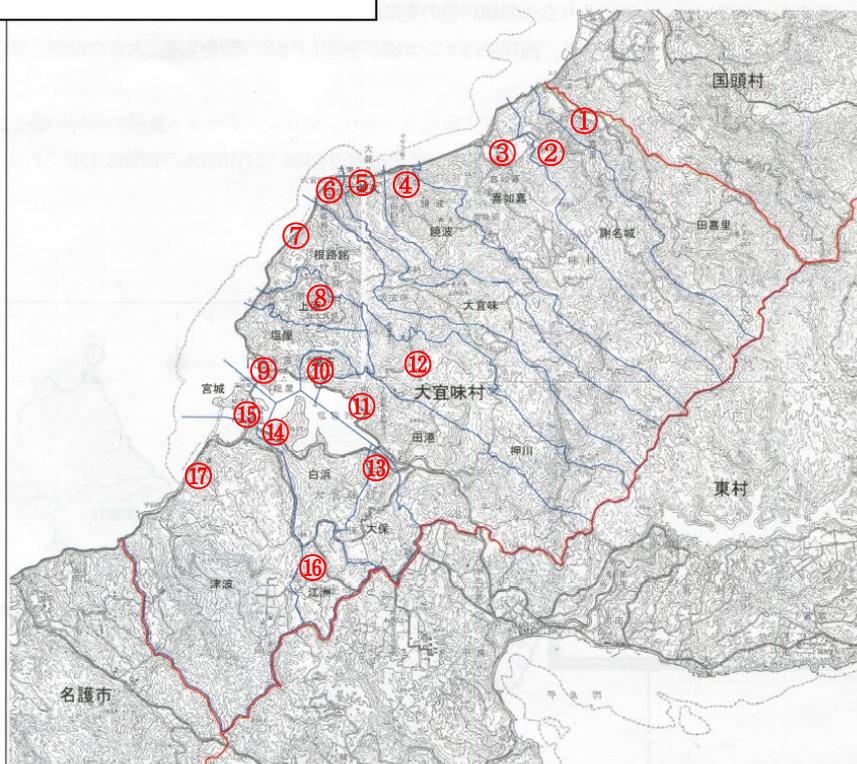
大保ダム湖面

湖面カヌー体験

大保ダム全景

⑧ 村内 17 字の集落 (居住区)	
摘要ルール	共通ルール
入場管理	無し
所有	字有地・私有地
保護規制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国立公園 (普通地域・第二種特別地域) ・ 県指定鳥獣保護区 ・ 国指定重要無形民俗文化財 (喜如嘉の芭蕉布、大宜味村役場旧庁舎、塩屋湾のウンガミ)
概要・課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 古民家が数多く残る。フクギの屋敷林やカー、拝所などの伝統的な集落景観要素も豊富にある。また集落周辺は多様な環境のため、多くの動植物が生育・生息する場ともなっている。 ・ 民泊利用者などを対象に集落内を案内することがある。 ・ 生活の場でもある事から、ガイド制度やルールを整備する必要あり。 ・ 古民家の半数近くは空き家状態となっている。今後は観光利用などの活用に向けて取り組みが検討されている。

○各集落の位置図



各集落の名称

- | | | |
|-------|-------|------|
| ① 田嘉里 | ⑦ 根路銘 | ⑬ 大保 |
| ② 謝名城 | ⑧ 上原 | ⑭ 白浜 |
| ③ 喜如嘉 | ⑨ 塩屋 | ⑮ 宮城 |
| ④ 饒波 | ⑩ 屋古 | ⑯ 江洲 |
| ⑤ 大兼久 | ⑪ 田港 | ⑰ 津波 |
| ⑥ 大宜味 | ⑫ 押川 | |



オクラレルカの花



集落内の古民家

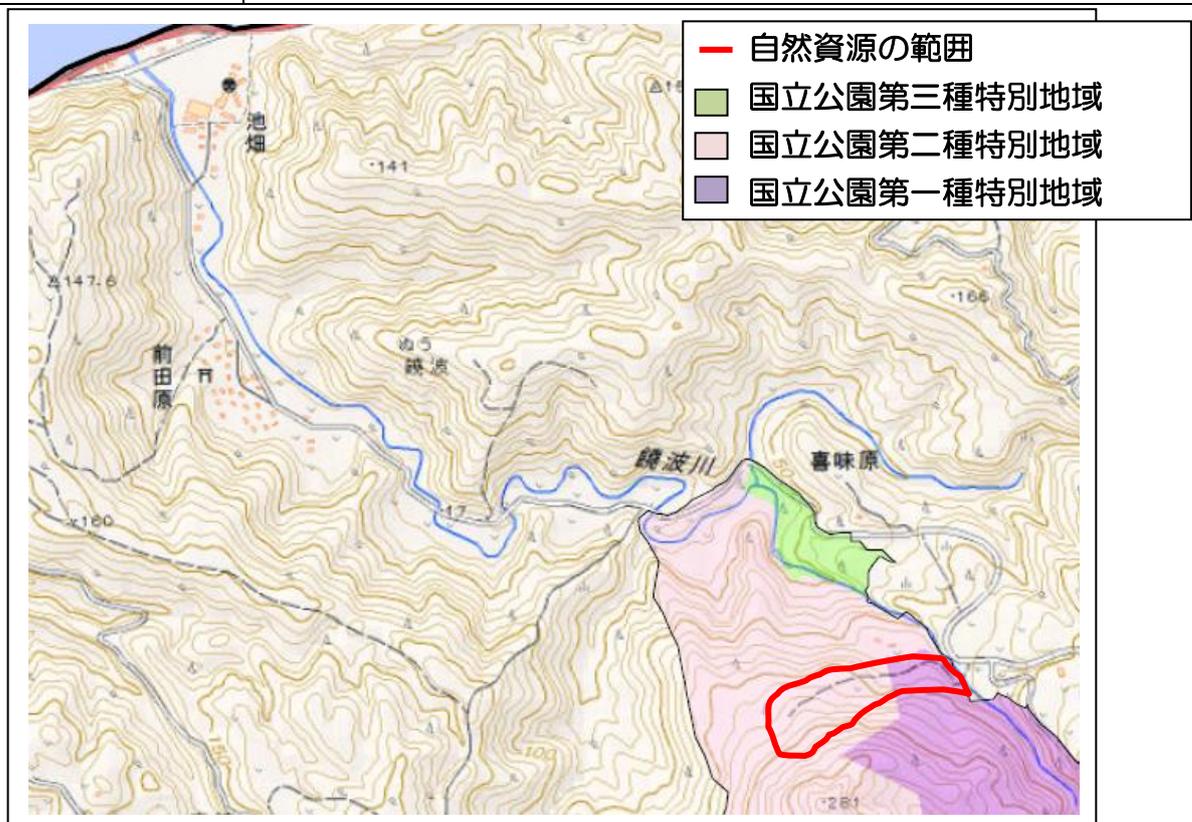


シークワーサー畑



集落のガジュマル

⑨ 饒波宇呂のみかん山	
摘要ルール	共通ルール
入場管理	無し
所有	字有地・私有地
保護規制	・ 国立公園（第1種特別地域、第2種特別地域）
概要・課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集落の南東部に位置する石灰岩の山で、シークワサー栽培が行われている。古くから字によって管理されており、通称みかん山。 ・ 斜面に点在する大小さまざまな石灰岩の間に逞しく生えるシークワサーの木々は、果樹園とは違った特徴的な景観を呈する。 ・ 現在、観光利用はされていないが、山中の広い畑の中には歩きやすい歩道が整備されている他、眺望スポットもある。 ・ 希少な動植物が生息・生育することから保全体制の整備が求められる。



第4章 エコツーリズムの実施方法について

1. ガイダンス及びプログラムについて

1) ガイダンスの基本的な考え方

ガイダンスとは「自然環境や文化に関する説明や解説」であり、手法として以下の二つがある。

- ① 直接的手法：ガイドが直接に案内
- ② 間接的手法：解説板やガイドブックなどの文字、携帯端末など情報システムを活用した案内

来訪者が大宜味村の自然環境や文化に触れ、楽しんで頂くことによって、村の理解者・支援者になって頂くには、来訪者と村の自然環境観光資源をつなぐ“ガイド”が重要となる。大宜味村では、個々の魅力ある自然環境や文化と共に、この自然環境で暮らす村民の魅力こそが、特に重要な資源と考えている。村民がつなぎ役になることで、実際の大宜味の自然や文化にふれることが出来る。

このことから大宜味村エコツーリズムでは、①直接的手法の村民による案内を特に重視し、自然や文化を十分堪能するツアーに挑戦する。そして、必要に応じて案内板などの②間接的手法を用いることとしたい。

<ガイダンスのポイント>

- ①地域固有の自然環境や文化などの資源を活かしたストーリー性のある個性豊かなプログラム
- ②自然環境・文化のバランスのとれたプログラム
- ③次世代への継承に貢献するプログラム
- ④エコツーリズムの基本方針に基づく評価・確認

2) 村民を対象としたガイドの育成について

上記のことから、村民を対象に、自然と文化の魅力を発信するためのガイド育成を積極的に推進する。ガイド育成のカリキュラムの内容は、やんばるの自然環境・文化、法令、安全管理等の基礎的知識とするが、来訪者に感動を与えられる説明法を重視し、これらの知識や技術取得のための講習会を定期的で開催してガイドの質の担保と向上を図る。

3) 主なガイダンス（指導・案内）及びプログラムの内容

実施するプログラムについて、それぞれの目的を確認し、エコツーリズムの基本方針に合った内容で実施に努めることとする。そして、本構想において位置付けるルール（後述）にも整合したものとす。エコツーリズムの基本方針に基づいたガイダンス及びプログラム例を以下に示す。

(1) 自然環境

A. 感じる

・ガイドンス（指導・案内）の内容

- 大宜味村の自然環境を五感で感じられるプログラムとする。
- 大宜味村の自然環境に育まれる生物多様性の豊かさを実感できるプログラムとする。
- 美しい風景を見ることによる感動や目的地にたどり着く達成感を得られるツアーなど、計画性の高いプログラムを実施する。

・プログラム内容

⇒ツアーの例として、トレッキング、リバートレッキング、生き物観察ツアー、夕焼けに出会う旅等が考えられる。

B. 学ぶ

・ガイドンス（指導・案内）の内容

- 大宜味村の自然環境に育まれる生態系の豊かさを理解できるプログラムとする。
- 大宜味村の生物多様性について知識・経験に基づいた正確な情報を提供する。
- 大宜味村の生物多様性について固有性、希少性、重要性和これらを保全する大切さを伝える。
- 人の暮らしと自然環境の関わりについて伝え、共存のあり方について考えてもらうきっかけとする。

・プログラム内容

⇒ツアーの例として、生き物観察ツアー、やんばるの水を巡る旅、シークワサー収穫体験、バードウォッチング、バタフライウォッチングなどが考えられる。

(2) 文化

A. 感じる

・ガイドンスの内容

- 大宜味村の自然環境と関わりの深い文化を、五感を使って感じるプログラムとする。
- 文化を継承する地域の人々と交流する。
- 郷土料理や特産品など、自然環境や長寿とかかわりのある地域の素材を活用する。
- 自然環境から得られる素材や加工品の魅力を伝える。

・プログラムの内容

⇒ツアーの例として、伝統芸能体験、長寿食体験、木工体験、森・海のグルメツアー、うんがみ祭見学などが考えられる

B. 学ぶ

・ガイドンスの内容

- 人の暮らしと生物多様性の関わりについて伝え、共存について考えてもらうきっかけとする。
- 自然環境と密接な関わりがある地域の歴史や文化について、正確な情報を提供する。
- 文化の価値と継承の大切さを伝える。
- 人々の生活の基盤となる自然環境の大切さや保全・利用の重要性を学ぶ機会とする。

・プログラムの内容

⇒ツアーの例として、地域住民との交流、集落散策、農業体験、などが考えられる。

2. 利用ルール・マナーについて

1) 利用ルール・マナーの全体構成

豊かな生物多様性を保全し、様々な自然環境や文化の恵みを感じるエコツーリズムを推進するため、利用ルール・マナーを設定する。大宜味村における環境保全型の観光を将来にわたって推進するには、やんばる地域全体の保全が必要であり、そのためにはやんばる3村（大宜味村、国頭村、東村）の協働が欠かせない。現在、やんばる3村では、保全と利用を両立させたエコツーリズムをそれぞれの地域で推進することが話し合われているため、大宜味村における利用ルール・マナーもやんばる3村が共同で作成した“やんばる森林ツーリズム推進全体構想”の中の“共通ルール・マナー”をここでも参考にする。村内と村外のガイドの関係は3村の検討結果を参考にまとめる。本構想における利用ルール・マナーの構成は以下のとおりである。

(1)：共通ルール・マナー

大宜味村全域を対象に設定し、訪問者・事業者自然環境観光資源の適切な利用を求める。

(2)：個別ルール・マナー

上記の自然環境観光資源のうち、6頁の「自然環境観光資源の定義」の中で特に“適切な利用が考えられる資源”については場所ごとに個別のルール・マナーの設定を行い、訪問者・事業者自然環境観光資源の適切な利用を求める。

本構想の策定にあたっては、現在、急速に利用が進むター滝を“適切な利用が考えられる資源”としてまず取り上げ、個別ルール・マナーを定める。また、本構想策定後、新たに個別ルール・マナーを必要とするフィールドについては、大宜味村が必要に応じて設定する。利用ルール・マナーは定期的に見直しを行い、後述のモニタリング結果を参考に、必要に応じてルール・マナーの改訂を行う。以下に村内全体を対象とする共通ルール・マナーとター滝を対象とした場合の個別ルール・マナーを示した。

○利用ルール・マナーの体系

(1)：共通ルール・マナー

・対象地域：大宜味村全域

(2)：個別ルール・マナー

・対象地域：“適切な利用が考えられる資源”

ター滝

(1)：村内全体の自然環境観光資源を対象とした場合の共通ルール・マナー

○ 環境保全ルール・マナー

- ① 野生動植物は採取しないようにしましょう。
- ② 野生動物への餌付けはやめましょう。
- ③ 野生動物の繁殖を邪魔しないよう、近づきすぎずに観察しましょう。
- ④ 小さな生き物もできる限り踏まない、轢かないように注意しましょう。
- ⑤ 野生動植物の位置情報を不用意に公開しないように注意しましょう。
- ⑥ ペットの持ちこみはやめましょう。
- ⑦ 外来種を持ち込まないように気をつけましょう。

○ 安全ルール・マナー

- ① 個人でフィールドを利用する際は安全確保に対する自己責任を持ちましょう。
- ② 定められたルートから外れないよう歩きましょう。
- ③ あらかじめコース情報を入手し、適切な服装・装備を携行しましょう。
- ④ ハブやハチなどの危険な生き物には十分注意しましょう。
- ⑤ 各種警報（大雨・洪水・雷・波浪・暴風）及び注意報発令時には、利用を控えてください。

○ 公衆ルール・マナー

- ① ごみは持ち帰り、トイレは決められた場所を使用しましょう。
- ② フィールド内では飲酒および喫煙をやめましょう。
- ③ 地域の人や個人宅は許可なく撮影しないようにしましょう。
- ④ 出会う人にはあいさつし、近隣の人々の暮らしに配慮しましょう。
- ⑤ 路上駐車はやめましょう。定められた駐車場を利用し、駐車場の利用ルールを守りましょう。
- ⑥ 大声を出すのはやめましょう。
- ⑦ 地域の商店を利用するなど地域振興に貢献しましょう。
- ⑧ 焚き火はやめましょう。

事業者の利用条件

- ① 大宜味村内でガイドツアーを行う場合は、大宜味村に利用届けを行うこと。
- ② 利用前にフィールドの状況を確認し、危険個所を把握すること。
- ③ 動植物を手にとって観察した場合は、必ずもとの場所に戻す。
- ④ フィールド内にロープなどの人工物を勝手に設置しないこと。参加者の安全確保のため一時的に設置した場合でも事後、必ず撤去すること。
- ⑤ フィールドの自然環境および利用状況モニタリング調査に協力すること。

3. 自然観光資源の保護及び育成について

1) モニタリング及び評価について

大宜味村生物多様性センター運営協議会を中心として、地域住民、研究者や関係団体と密な連携を図り、モニタリング調査や研究結果の収集に努めるとともに、実際の利用状況を踏まえて自然環境観光資源の現状やその変化についてモニタリングを実施する。そして、モニタリング結果に基づき、専門家の助言を得て評価を行い、エコツアーによる利用が自然環境に悪影響を与えていることが示唆された場合には、速やかに利用ルールの見直しについて検討する。

また、自然環境のモニタリングだけでなく、観光客の動向や利用者の意識・評価などについて調査し、利用ルールの見直しや今後のエコツアーの効果的な推進を図るための基礎資料とする。



モニタリング（イメージ）



モニタリング（イメージ）

4. 特定自然観光資源の指定

大宜味村には多様な自然観光資源が存在するが、特に自然環境に優れ利用者が集中しているため、過剰利用で資源の質が損なわれる恐れのある場所は「ター滝」である。そのため、大宜味村はター滝を特定自然環境観光資源に指定し、その保全と持続的な活用を図る。ター滝における管理保全措置は下記のとおりである。

1) 特定自然環境観光資源指定の根拠

特定自然環境観光資源を指定する法的根拠は下記のとおりである。

■法条文より抜粋

エコツアーリズム推進法 第8条第1項

全体構想について第六条第二項の認定を受けた市町村の長は、認定全体構想に従い、観光旅行者その他の者の活動により損なわれるおそれがある自然観光資源であって、保護のための措置を講ずる必要があるものを、特定自然観光資源として指定することができる。

本構想では、下記に示す同法第9条第1項1～3以外に個々の特定自然観光資源の問題に対応する行為規制については、第1項4による市町村の条例で定めることとする。

■法条文より抜粋

エコツアーリズム推進法 第9条第1項

1. 特定自然観光資源を汚損し、損傷し、又は除去すること。
2. 観光旅行者その他の者に著しく不快の念を起こさせるような方法で、ごみその他の汚物又は廃物を捨て、又は放置すること。
3. 著しく悪臭を発散させ、音響機器等により著しく騒音を発し、展望所、休憩所等をほしいままに占拠し、その他観光旅行者その他の者に著しく迷惑をかけること。
4. 特定自然観光資源を損なうおそれのある行為として認定全体構想に従い市町村の条例で定める行為



ター滝（滝壺）1



ター滝（滝壺）2

2) 立入制限による利用調整及び行為規制

特定自然観光資源は、大宜味村を代表する自然環境であり、観光資源としての利用価値が非常に高いため、利用のあり方を巡って問題も起こりやすい。特定自然観光資源を将来にわたって保全し、次世代へ伝えていくには、現在の利用者数や利用方法を制限し、自然環境への悪影響を回避する必要も生ずる。このため、ター滝をエコツーリズム推進法第10条第1項に基づく利用調整区域に設定する。すなわち、立入りに大宜味村長の承認が必要な区域に指定する。

利用調整の根拠は以下に示す通りであり、利用調整は大宜味村長が実施する。立入り人数の一元的管理や申込みの受付、立入り証発行システム、現地での証書チェックは別途定める。

■法条文より抜粋

エコツーリズム推進法 第10条第1項

市町村長は、認定全体構想に従い、第8条1項の規定により指定した特定自然観光資源が多数の観光旅行者その他の者の活動により著しく損なわれる恐れがあると認めるときは、主務省令で定めるところにより、当該特定自然観光資源の所在する区域への立入りにつきあらかじめ当該市町村長の承認を受けるべき旨の制限をすることができる。



リュウキュウハグロトンボ



駐車禁止地帯

(1) 特定自然観光資源 ター滝

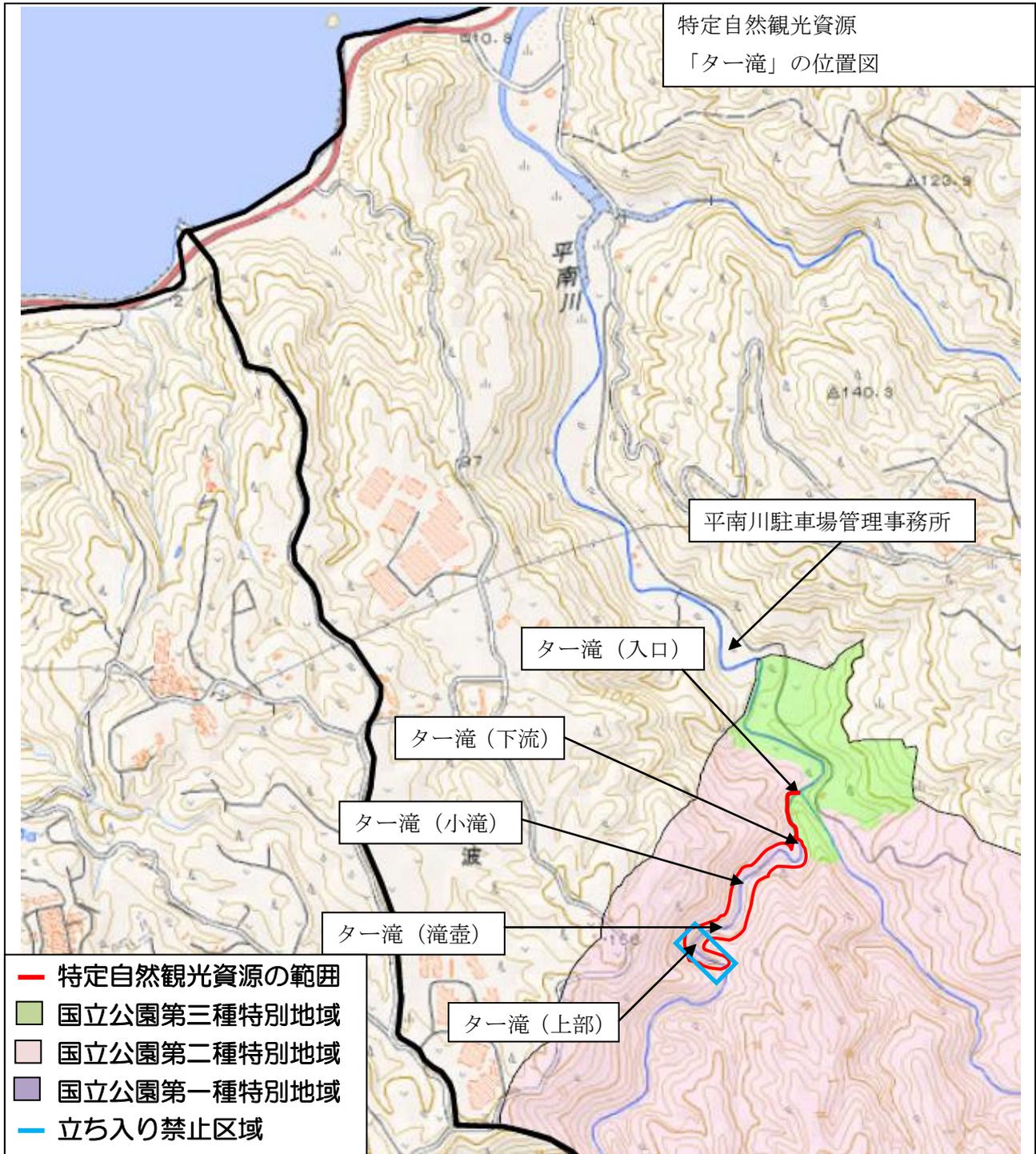
大宜味村のター滝は、トレッキング目的の観光地として急速に注目されている。そのため本村の特定自然環境観光資源として指定する。ター滝では 10 年ほど前から来訪者が急増し、滝の入り口では 100 台近い縦列駐車によって深刻な交通渋滞が発生し、接触事故や緊急車両が通行出来ないなどの問題が発生していた。その他、利用者の悪質なマナー違反やゴミ問題、トイレが無いことによるター滝入口周辺の排泄物の放置などの問題も抱えていた。

これらの問題を解消するため、大宜味村は平成 28 年 3 月に平南川駐車場を整備した。駐車場整備により、車同士の接触事故やゴミ問題等は大幅に減少した。安全に停車できる駐車場が整備されたことから観光客は更に増している。

観光客の増加により新たな問題も発生している。歩道以外への踏み込みにより、裸地の拡大などが発生している。また川の周辺でキャンプをするものも多く、焚き火や飲食のゴミ捨て行為などの問題が生じている。また、安全管理の問題として、悪天候にも関わらず川へ入る行為や、飛び込み、危険箇所へ侵入するなどの行為が多発しており、2017 年 9 月には侵入禁止区域からの転落による死亡事故が発生した。

このような利用マナーの低下に伴う問題への対策について、注意看板の設置や注意喚起の呼びかけを実施しているが、根本的な原因の解決には至っておらず、特定自然観光資源の指定による法的な利用調整や行為規制の導入が必要と思われる。

利用実態	<ul style="list-style-type: none"> 入域者の合計は、年間 3 万人を超え、増え続けている。 11 月から 2 月までのオフシーズンを除き年間を通して利用者が多く、近年では 1 日当たり 500 人を超える日が年間 20 日以上存在し、中には 800 人を超える利用日もある。 	
近年の動き	<ul style="list-style-type: none"> 平成 28 年 大宜味村平南川駐車場を設置。 平成 29 年 大宜味村平南川駐車場に仮事務所を設置。交通規制や利用案内、周辺環境の清掃を実施。 	
利用により生じた主な変化・問題	1. 自然環境	<ul style="list-style-type: none"> 通常ルート外への踏み込みなどにより、周辺植生の荒廃や裸地化の増進等がみられる。 動植物の採取
	2. 利用環境	<ul style="list-style-type: none"> 野外でのゴミ捨て（飲食ゴミ・タバコ・魚取り網等） イヌの放し飼い 飲酒 ター滝周辺でのキャンプ・焚き火
	3. 安全管理	<ul style="list-style-type: none"> 川での遊びは安易に考えられている場合も多く、安全意識が低い観光客が増え、事故が頻発するようになってきている。 悪天候時の川への侵入。 危険箇所（ター滝上部）への侵入。 岩場からの飛び込み。



ター滝 (下流)



ター滝 (小滝)



ター滝 (滝壺)

<利用調整及び行為規制の概要>

①目指すべきター滝の姿

来訪者が安全に水辺の環境に親しみ、流域の自然環境が保全される。

②利用調整区域

平南川ター滝入口の河川とター滝下流からター滝上部まで両岸 5mに含まれる範囲
(29 頁の地図参照)

③利用調整期間

周年

④立ち入りの承認基準

- ・ター滝のルール・マナーに同意すること
- ・大宜味村環境保全基金への協力

⑤立ち入り人数の上限

利用者 800 人

- ※ 平成 30 年は、予約システムの開発及び普及期間として位置づけ利用調整は行わない。
平成 31 年以降は、観光事業者の制度順応期間及び激変緩和措置として、3 連休以上の連休
(最終日を含まない) には、利用者の人数を暫定的に 800+200 人とする。利用者数の上限
は 800 人で開始し、その後はモニター結果により修正する。
学生による研修や教育を目的とした旅行については、別途大宜味村が調整する。

⑥行為規制

動植物の捕獲・持ち出し



ター滝 (中間の大岩)

⑦立入り承認を要しない行為

- ・ 非常災害のために必要な応急措置及び通常の管理行為を行うために立ち入る場合。
- ・ エコツアーリズム推進法施行規則第7条に掲げる各種行為を行うために立ち入る場合

■法条文より主な内容を抜粋

エコツアーリズム推進法 施行規則第7条	
一	農林水産業を営むために必要な行為
二	農山漁村における住民の生活水準の維持改善、森林の保続培養並びに水産資源の適切な保存及び管理を図るために行う行為（む。）。 六 枯損した木竹又は危険な木竹を伐採すること。 七 電線路の維持のために下刈し、つる切し、又は間伐すること。 九 野生鳥獣の保護増殖のための標識を掲出し、又は設置すること。 十五 法令の規定による自然環境の保全のための事業を行うこと。 十六 土地若しくは木竹の所有者若しくは管理者又は土地若しくは木竹の使用若しくは収益を目的とする権利を有する者がその権利義務に係る土地において行う行為 十七 この条の各号に掲げる行為を行うために必要な工事用の仮工作物（宿舍を除く。）又は法令に規定する施設若しくは設備若しくは法令の規定により行う事業に係る施設を改築し、又は増築すること（工事用の仮工作物にあっては、新築を含む。）。 十九 特定自然観光資源が所在する区域外の区域においてこの条の各号に掲げる行為を行うため、やむを得ず通過すること。 二十 国又は地方公共団体が法令の規定によりその任務とされている遭難者を救助するための業務（当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。）



ノグチゲラ



ジャコウアゲハ

5. エコツーリズム推進に係るその他の事項

1) エコツーリズムが自然環境の保全につながる仕組みづくり

国内外より多くの観光客が、やんばるの豊かな自然環境を求めて訪れることから、自然環境を保全・維持するための保全基金を設置する。名称は大宜味村環境保全基金（仮称）とする。

①大宜味村環境保全基金（仮称） （主体：大宜味村）

利用者負担の仕組みとして、利用者に対して大宜味村環境保全基金（仮称）への協力を求める。得られた基金により、村は自然環境観光資源の保全、清掃やモニタリングなどを進める。基金の運営は村が別に定める方法による。

2) エコツーリズム推進の基本方針に基づく環境教育の推進

大宜味村における環境教育とは、身近な環境を通じて自然環境を知り、地域の大切さを学ぶことであり、自然環境と人との共存に対する基本的認識を持つ人材の育成を目的にしている。そのため、環境教育のフィールドを定め、ガイドンス及びプログラムの充実を常に図ることが重要である。そのため、次のような方法で環境教育を推進する。

①子どもたちの環境教育の充実

「地域を大切に思い、誇りと希望を持つ子どもたち」を育むことを目指し、小中学校における環境教育の実践に協力し、子供たちが暮らす身近な環境から地域の価値を実感する機会の提供を図る。

②環境教育拠点の機能強化

大宜味村生物多様性センターでは、集落をフィールドに、自然環境の大切さや自然環境と人とのかわりを学ぶ環境教育を村民を対象に展開する。観光客にも可能な限り情報を発信するため、環境教育拠点の整備を重点的に進める。

3) ガイド制度について

(1) 大宜味村エコツアーリズムにおけるガイドの制度と養成

エコツアーリズムの成否はガイドの能力に大きく左右される。

エコツアーリズム推進の基本方針でふれたように、ガイドには自然環境や文化について知識や経験に基づいた正確な情報が求められている。そのため、ガイドは常にスキルアップの努力を怠らないことが重要であるが、一方では十分な知識や情報を短時間で得ることには困難もある。

そこで本村のガイド育成においては、“すばらしい自然環境・文化にふれたときの感動”こそをエコツアーリズムの基本であるにとらえ、訪問者の心に響く案内のあり方を第一に追求するものとする。

自然環境を思う心、伝統的な文化に対する想いは、村民がすでに持っているため、これらの力を基にガイドの育成は十分に可能であろう。満足感が高ければリピーターとしての来訪も得られ、来訪者の増加も期待できる。多くの来訪者があればガイド業が生業として定着し、それは更に質の高いエコツアーリズムへと繋がるであろう。来訪者の増加と、ガイドを生業とする村民が増えることは、地域の活性化そのものとなる。上記の方針で育成されたガイドには登録制度を創設する。

①大宜味村ガイド登録制度

大宜味村エコツアーリズムの登録制度の概要は、広く村民に参加して頂くことを考え、下記の条件を満たしたものを大宜味村ガイドとして大宜味村エコツアーリズム推進協議会（後述）に登録する。登録されたガイドは協議会が公表を行う。

目的：大宜味村生物多様性センター運営協議会が掲げるエコツアーリズムの主旨にのっとり、大宜味村における自然環境や文化を保全し、その適正かつ持続的な利用を図るとともに、利用者や地域社会に信頼されるガイドとして地域振興に貢献し、ガイドの社会的地位の確立に資する者を登録する。

登録条件	更新条件
<ul style="list-style-type: none">・利用ルールへの同意・保険の完備・救急法の受講・各種法令・ガイドセミナーの受講・大宜味村環境保全基金への協力	<ul style="list-style-type: none">・利用ルールへの同意・保険の完備・救急法の受講（年1回）・更新講習の受講（年1回以上）・環境保全基金への協力

② ガイド養成制度

大宜味村生物多様性センター運営協議会は、やんばるの自然環境・文化や、法令、安全管理等の基礎的知識の取得、技術の向上のため、講習会を開催し、ガイドの質の担保、向上を図る。現実問題として優秀なガイドの要請は短期間では困難であるため、解説の情報量ではなく解説の仕方、来訪者とのコミュニケーションの取り方を習熟することにより満足を得て頂く方法を当初は導入する。

①大宜味いきもの観察会	年 10 回開催
②自然ガイド講習会 (外部講師)	年 1 回開催
③消防上級救命救急講習会	年 2 回開催
⑤ビジネス講習会 (社長塾)	年 3 回開催



クワズイモ



ヒカゲヘゴ



ミカドアゲハ



ヤエヤマシオマネキ



サシバ



アカヒゲ

第5章 大宜味村エコツーリズム協議会の参加主体について

1. 大宜味村エコツーリズム推進協議会の参加主体と役割

大宜味村エコツーリズム推進協議会は、エコツーリズム推進法に基づく法定協議会である。協議会は、村行政のほか、事業者、地域住民、特定非営利活動法人等、エコツーリズムに関連する活動に関係する者で構成する。協議会はエコツーリズムの推進に係る連絡調整を行い、構成団体は以下のとおり。

大宜味村エコツーリズム推進協議会 構成メンバー（案）

区分	所属
構成員	大宜味村生物多様性センター
	おおぎみまるとツーリズム協会
	やんばる舎
	大宜味つばきの会
	やんばる森のトラスト
	田嘉里山筆者会
	大宜味村ブルーツーリズム協会
	区長会
	大宜味村商工会
行政	大宜味村
事務局	

※適宜、フィールドとして設定された場所の利害関係者（フィールドの管理者、土地所有者、地元区長等）を参加メンバーとして追加する必要がある。それらは新たなフィールドの追加を確定した際に検討する。

2. 費用の負担について

ツーリズムの実施にあたっては、事業者及び当該地域を管轄する行政がそれぞれに責任を持って事業の持続性を確保する必要がある。

保全管理の費用については、一般からの協力も含めて分担することが望ましいと考えられるため、事業者、利用者、行政による費用分担を検討し実施する。

<費用分担の例>

①事業者の責務

- ・ガイド登録料、更新料
- ・ツーリズムの収益から保全管理・地域振興等のための費用を負担
- ・労力としての負担（モニタリング、保全管理）

②行政による負担

- ・施設整備や補修の費用（大規模修繕など）
- ・地域振興に資するための負担金

③一般からの協力

- ・ツーリズム参加者、一般市民、民間企業等からの協力金の受け入れ

3. 全体構想の公表と見直し

全体構想の作成、変更・廃止を行ったときは、村の広報誌やホームページなどにより、広く一般に公開する。

また協議会では、全体構想の実施状況について毎年度点検を実施し、概ね5年ごとに見直しを行う。ただし、点検の結果、早急に見直すことが必要と判断された場合には、適宜見直しを行う。